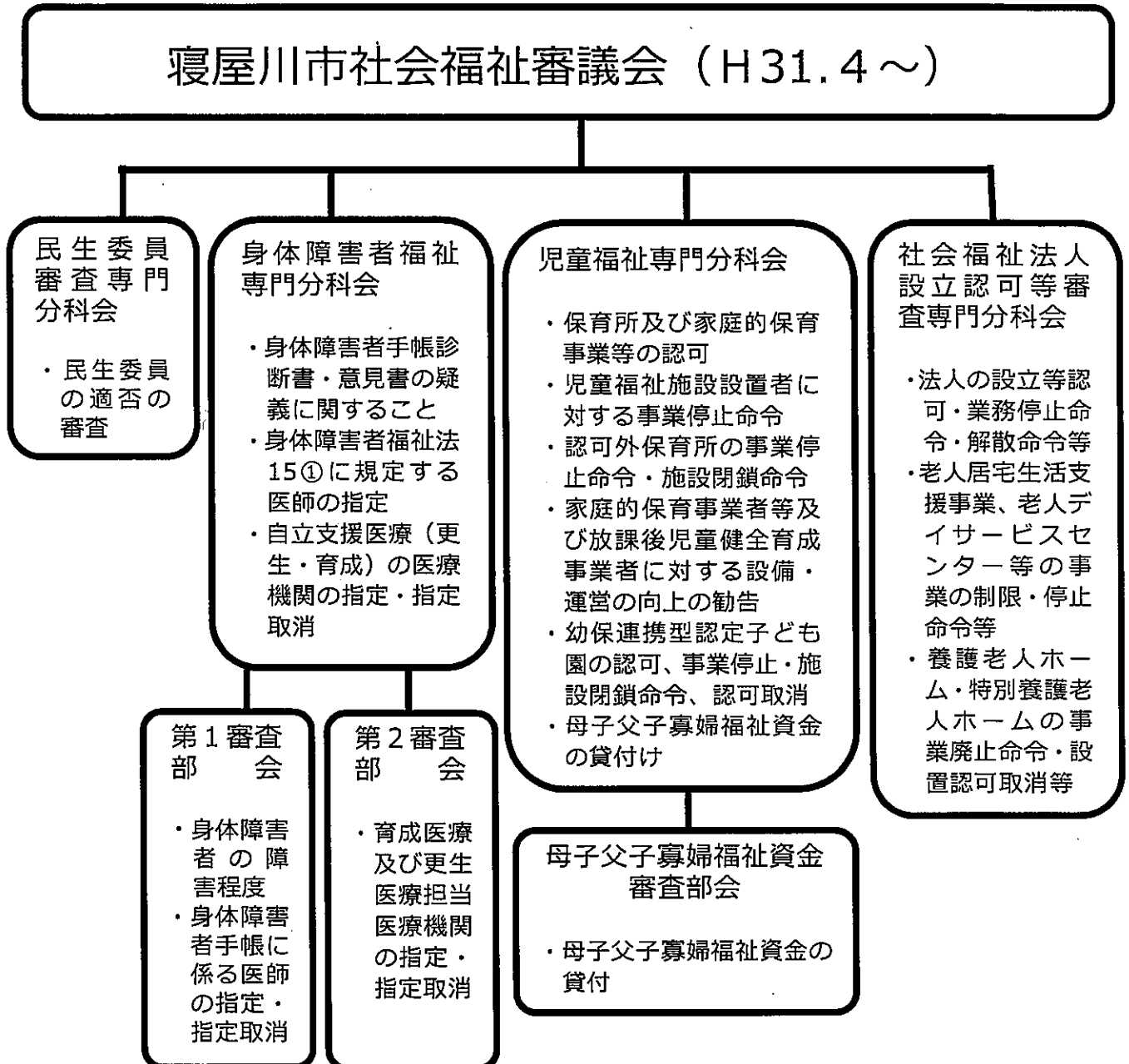


寝屋川市社会福祉審議会について

【社会福祉審議会概要】

- 中核市移行に伴い、「地方社会福祉審議会」として「寝屋川市社会福祉審議会」を設置するものです。（社会福祉法第7条）
- 「地方社会福祉審議会」は、市長の附属機関として、社会福祉に関する事項全般を審議します。
- 「寝屋川市社会福祉審議会」は、以下のとおり「審議会」「専門分科会」「審査部会」の3層構造で運営します。

【寝屋川市社会福祉審議会イメージ】



《委員報酬について》

- ・会議1回当たり、本審委員長 12,000 円、本審副委員長 11,000 円、その他委員 9,000 円
- ・会議の開催場所までの交通費の支給はありません。

《開催場所・開催頻度等について》

- ・主な開催場所は、寝屋川市立保健福祉センター（寝屋川市池田西町 28 番 22 号）、寝屋川市役所本庁舎（寝屋川市本町 1 番 1 号）等です。
- ・社会福祉審議会本審については、年 1 回以上、専門分科会については、事案に応じて適宜開催する予定です。